

200622

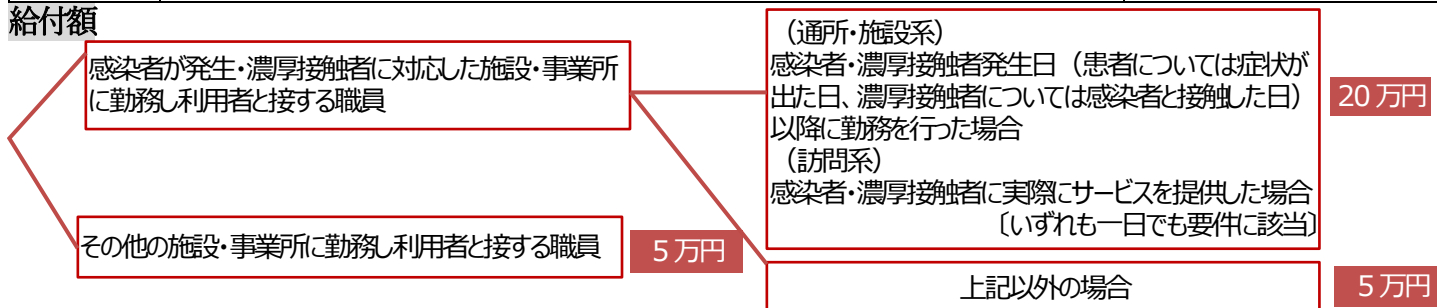
介護・障害事業所職員に対する慰労金の実施要綱を公表

6/19 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」の実施要綱を公表しました。基本的な仕組みは医療分と同様です(6/18・5/28 レポート参照)。

支給対象：介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

	介護	障害
対象施設事業所	介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費（各介護予防サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業〔指定サービス・介護予防ケアマネジメント〕含む）	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス

給付額



支給条件

① 介護サービス事業所・施設等で**通算して10日以上**（介護サービス事業所・施設等において勤務した日が、始期（該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日または受入日のいずれか早い日〔新型コロナウイルスに関連したチャーター便およびクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む）とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、または第1例目発生がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日〕より2020年6月30日までの間に延べ10日間以上）勤務した者。ただし、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入されません。

② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「**継続して提供することが必要な業務**」に合致する**状況下で働いている職員**（派遣労働者の他、業務受託者の労働者も含む）

給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、**1人につき1回**に限られます。慰労金の受給権は、譲り渡しや差し押さえが禁止され、支給を受けた金銭についても差し押さえることはできません。

加えて、以下のような「**介護サービス再開に向けた支援事業**」も実施されます。

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

支援対象サービス：訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所および**多機能型**サービス事業所（以下、在宅サービス事業所）

支援対象者：2020年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者（当該事業所を利用していただいていた利用者で**過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者**〔居宅介護支援事業所においては、過去1か月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者〔利用終了者を除く〕〕への利用再開支援を行った在宅サービス事業所。具体的には以下の通り。

【在宅サービス事業所】在宅サービス利用休止中の利用者に対して、**介護支援専門員と連携**（1回以上電話等により連絡を行うこと）した上で、**健康状態・生活ぶりの確認**（1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行うこと）、**希望するサービスの確認**を行った上で、**利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等**（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った（希望に応じた所要の対応を行うこと）場合。

利用者1人につき**3,000円**、電話での把握・確認の場合**1,500円**（いずれも利用者自己負担なし）

【居宅介護支援事業所】在宅サービスの利用休止中の利用者に対し、**健康状態・生活ぶりの確認**、**希望するサービスの確認**（感染対策に係る要望を含む）、**サービス事業所との連携**（必要に応じケアプラン修正）を行った場合で、**実際にサービス再開につながったか否かは問わない**。最大**6,000円**（看護師などの協力を得た場合）。

② 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

支援対象サービス：在宅サービス事業所

支援対象者：2020年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

支援対象経費：「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等

（例）a長机 b飛沫防止パネル c換気設備 d（電動）自転車（リース費用含む） eタブレット等のICT機器（リース費用含む）（通信費用を除く） f感染防止のための内装改修費

支援額：実施要項の「別添」参照

実施要綱は厚生労働省HP <https://bit.ly/2Z0nJo> 参照